

※アンダーラインを引いている部分が今回改訂される箇所になります。

改訂書面:「証券取引約款」

改訂日 : 令和3年1月18日改訂

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>(注文の受託) 第19条 3 お客様の証券口座において、有価証券の移管入庫時評価額の累計が、本口座における買付金額の累計との差額で2億円を超えた場合の注文受託方法は、当社が別途取引ルールで定める方法とさせていただきます。</p> <p>第3節 金銭または有価証券の受渡 (売却代金等の受渡) 第25条代用有価証券の売却代金は、約定した日から起算して3営業日目に受渡しされ、当社の店頭外国為替証拠金取引「パートナーズFX」のお客様名義の取引口座(以下「FX取引口座」といいます。)の受入証拠金に自動的に振り替えられます。また、保護預り証券の売却代金は、約定した日から起算して3営業日目に受渡しされ、お客様名義の証券口座に反映されます。</p> <p>(本約款の変更) 第36条 本約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときは改正されることがあります。 2 改正の内容が、お客様の権利を制限し、または新たな義務を課すこととなる場合には、その内容を通知させていただきます。 3 前項の通知は、改正の影響が軽微であると当社が判断する場合には、当社ホームページ等への掲載によって代える場合があります。 4 第2項の通知または前項の掲載が行われた後、お客様から所定の期日までにご異議のお申し出がない場合は、本約款の変更にご同意いただいたものとさせていただきます。</p> | <p>(注文の受託) 第19条 3 削除</p> <p>第3節 金銭または有価証券の受渡 (売却代金等の受渡) 第25条代用有価証券の売却代金は、約定した日から起算して3営業日目に受渡しされ、<u>手数料を差し引いた金額</u>が当社の店頭外国為替証拠金取引「パートナーズFX」のお客様名義の取引口座(以下「FX取引口座」といいます。)の受入証拠金に自動的に振り替えられます。また、保護預り証券の売却代金は、約定した日から起算して3営業日目に受渡しされ、<u>手数料を差し引いた金額</u>がお客様名義の証券口座に反映されます。</p> <p>(本約款の変更) 第36条 本約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときは<u>民法第548条の4の規定に基づき改訂されることがあります。改訂を行う旨及び改訂後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p><u>2 ~ 4 (削除)</u></p> |
| 証券取引約款改訂記録 【追加】 | 証券取引約款改訂記録 令和3年1月18日改訂 |

以上